

大会参加者の災害補償実施基準

公益社団法人 日本オリエンテering協会
総務委員会

1. 本実施基準の目的

本実施基準は、公益社団法人日本オリエンテering協会（以下「JOA」という）ならびにJOAの所属団体（以下「主催者」という）が日本国内にて主催するオリエンテering大会、ロゲイニング大会、トレイルランニング大会、それに付随する各講習会、指導会、練習会（以下「大会」という）に参加した者、並びに大会運営者（以下「本人」という）が、その大会参加・運営中・準備中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という）に対して、主催者が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 主催者の適用範囲

本実施基準における主催者とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) JOAおよびJOAの各委員会、ならびにJOAと共催する各団体
- (2) JOAの正会員たる各都道府県オリエンテering協会・委員会（以下「都道府県協会員」という）、ならびに都道府県協会員と共催する各団体
- (3) 都道府県協会員以外のJOAの正会員たる理事会で承認されたオリエンテeringに関連する団体（以下「団体会員」という）ならびに団体会員と共催する各団体
- (4) 日本学生オリエンテering連盟に正準加盟する各団体
- (5) JOAが認定するオリエンテeringクラブ
- (6) JOAが認定する認定資格者、イベントアドバイザー、トレイル・オリエンテering・コントローラ、トレイル・オリエンテering普及員、ナビゲーション・インストラクターおよびナビゲーション・マイスターを構成員に含む実行委員会

3. 被補償者の適用範囲

本実施基準は前条における主催者が、大会開催日前にJOA事務局に届出し、受理された大会の参加者、並びに大会運営者（主催者が作成、保管する名簿に記載された参加者と運営者をいう）に適用する。ただし、被補償者は日本国内に居住する者に限るものとする。

4. 用語の定義

本実施基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く）を含む。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、熱中症（日射病および熱射病等）、低体温症および脱水症をいう。
- (3) 「大会に参加中」とは、本人が大会に参加するために主催者の指定する場所に集合した時から、主催者の管理下を離れた時までをいう。ただし、本人が大会に参加する者の場合には、所定の参加手続きが完了するまでは「大会に参加中」とはみなさない。運営者については準備集合から準備解散まで（ただし自宅、宿舎からの往復途上を含む）とする。
- (4) 「公的給付」とは、次の給付をいう。
 - ① 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付
 - (イ) 労働者災害補償保険法
 - (ロ) 国家公務員災害補償法
 - (ハ) 地方公務員災害補償法
 - ② 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

- ② 次のいずれかの法律その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
- (イ) 厚生年金保険法
 - (ロ) 国民年金法
 - (ハ) 国家公務員共済組合法
 - (ニ) 地方公務員等共済組合法

5. 災害死亡補償－弔慰金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（本人が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、次のとおり弔慰金として本人の法定相続人に給付する。

弔慰金	200万円
-----	-------

6. 後遺障害補償－障害一時金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その傷病により、傷病発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を残したときは、障害一時金として次のとおり本人に給付する。

障害等級	1級から 3級まで	4級から 6級まで	7級から 9級まで	10級から 12級まで	13級から 14級まで	障害手当金に 該当する場合 (疾病のみ)
障害一時金	200万円	140万円	70万円	20万円	8万円	20万円

7. 後遺障害等級基準および認定

- (1) 前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。
- (2) 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。
 - ① 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
 - ② 前号の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として本人が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。
- (3) 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病で、公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第三条の八および同法施行令第三条の九の基準に従い認定することができる。

8. 後遺障害と災害死亡の関係

主催者が障害一時金を給付した後、本人が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した額を給付する。

9. 弔慰金等の給付による損害賠償の減免

主催者が、弔慰金または障害一時金を給付したときは、主催者は、給付した金額を限度として、本人が主催者に対して有する損害賠償の責を免れる。

10. 療養補償－入院見舞金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために入院した場合には、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として本人に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対して入院見舞金を給付しない。

入院1日につき	3,000	円
---------	-------	---

11. 療養補償－手術給付金

前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて180日以内に、本人が治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術給付金として本人に給付する。

12. 療養補償－通院見舞金

主催者は、本人が第1条の傷病を被り、その治療のために通院した場合には、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として本人に給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は、90日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

通院1日につき	2,000	円
---------	-------	---

13. 補償を行わない場合

主催者は、次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による傷病
- (4) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- (5) 本人の妊娠、出産または早産
- (6) まめ、靴擦れ等により、足指、足の裏等の足部に発生した傷病
- (7) 大会の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある疾病
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因として生じた損害による傷病
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病
- (13) 大会開催前にJ O A事務局に届出がなかった大会
- (14) 日本国外で入院、通院したもの、ならびに補償を受けようとする者
- (15) 宿泊危険を伴うもの、宿泊を目的とした宿舎内における傷病

14. 運営

本実施基準は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会を事務局として運営する。

15. 保険契約

J O Aはこの実施基準に基づく補償、給付および見舞金贈呈を円滑かつ安全に運営するために団体総合補償制度費用保険（行事参加者補償制度費用保険特約）を Chubb 損害保険株式会社と締結する。

16. 保険手続きへの協力

前条に定める保険契約の締結ならびにその異動承認請求書および保険金請求の手続きに関し、主催者ならびに被補償者は求めに応じ必要書類の作成に協力しなければならない。

17. 改廃等

この実施基準の改廃は、総務委員会の承認、および理事会の報告を経て行う。

18. 附則

- 1 この実施基準は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 9 月 5 日改訂

災害補償規程兼給付表

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会
契約者名 会長 野田 聖子

証券番号 812EB 074483-2

■災害補償規程

第1条 (本規程の目的)

本規程は、第4条に定める参加者が、本規程の対象としている行事（以下「本行事」といいます。）に参加中に被った傷病に対する給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者の救済を図ることを目的とします。

第2条 (給付内容および保険契約)

- (1) 本規程の給付内容は、別表のとおりとします。
- (2) 本行事の主催者（以下「主催者」といいます。）は、本規程に基づく給付の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険を締結します。

第3条 (給付を行わない場合)

主催者は、参加者または給付を受け取るべき者の故意または重大な過失による傷病、既往症のほか、別に定める原因による傷病に対しては給付を行いません。

第4条 (参加者の範囲)

本規程での参加者とは、主催者の作成、保管する名簿に記載され、かつ、本行事に参加する者としてします。

第5条 (給付金の支払いによる損害賠償の減免)

主催者が給付金を支払ったときは、主催者は、支払った金額を限度として、参加者に対する損害賠償の責を免れます。

第6条 (給付の請求手続き)

参加者またはその給付を受け取るべき者が、本規程に基づく補償の給付を請求するときは、主催者が求める書類を提出しなければなりません。

第7条 (運営)

本災害補償規程は、主催者を事務局として運営します。

第8条 (発効日)

本規程は、特段の定めがない限り、第2条の保険契約の始期日から効力を有するものとします。ただし、継続契約の場合は第2条の保険契約の初年度の始期日から効力を有するものとします。

■別表 給付表（被補償者1名あたりの保険金額）

証券表示区分名

		傷 害		特 定		疾 病	
				(A)		(B)	
災 害 死 亡 補 償 給 付 金 (*)		200	万円	200		200	万円
災 害 後 遺 障 害 補 償 給 付 金	1級 — 3級	200	万円	200	万円	200	万円
	4級 — 6級	140.0	万円	140.0	万円		
	7級 — 9級	70.0	万円	70.0	万円		
	10級 — 12級	20.0	万円	20.0	万円		
	13級 — 14級	8.0	万円	8.0	万円		
障 害 手 当 金						20.0	万円
療 養 補 償 給 付 金	入院日額（限度日数180日）	3,000	円	3,000			円
	手 術 （ 1 回 の み ）	手術の種類により、入院日額の10倍・20倍・40倍					
	通院日額（限度日数90日）	2,000	円	2,000			円
そ の 他		天災補償対象外特約あり					
往 復 途 上 の 補 償		補償（特定の補償対象者のみ）					

特定疾病による後遺障害補償給付金については、以下の通り適用します。

・業務上の災害を補償する労働者災害補償保険法等の災害補償制度における等級認定による場合… (A)

・(A) 以外の場合で、かつ、厚生年金保険法等の社会保障法令における等級認定による場合… (B)

(*) 後遺障害補償給付金を支払った後に参加者が死亡したときは、既に支払った後遺障害補償給付金の額を控除して、災害死亡補償給付金を支払います。

災 害 補 償 規 程 兼 給 付 表

証券番号	812EB 074483-2
------	----------------

■ 別表1（用語の定義）

用 語	定 義
傷 病	傷害または特定疾病をいいます。
傷 害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。（細菌性食中毒は含みません。）ただし、天災危険補償対象外特約が付帯された場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびそれらの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故は除きます。
特 定 疾 病	急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいいます。 ただし特定疾病補償対象限定特約が付帯された場合はその特約で限定された疾病に限ります。
災 害 死 亡	傷病の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡をいいます。
後 遺 障 害	身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部欠損をいいます。
入 院	傷病の治療を直接の目的とする入院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて入院限度日数以内の入院に限ります。
手 術	傷病の治療を直接の目的とする手術をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて入院限度日数以内に受けた手術に限ります。
通 院	傷病の治療を直接の目的とする通院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて180日数以内の通院に限ります。
参 加 中	参加者が主催者の指定する場所に集合したときから主催者の管理下を離れたときまでをいいます。ただし、往復途上を補償する契約においては、本行事への参加日前に主催者に本行事への参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、往復途上についても参加中とみなします。
往 復 途 上	参加者が本行事に参加する意思をもって、住居（本行事に参加するために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなします。）を出発してから住居に帰着するまでをいいます。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、往復途上とみなしません。

■ 別表2（手術の種類）

対 象 と な る 手 術	倍率	対 象 と な る 手 術	倍率	対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く)		13. 眼球・眼筋の手術		23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm未満は除く)	20	(1) 眼球内異物摘出術	20	(1) 郭形成術	20
(2) 瘻痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術		(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	(2) 開胸術を伴う胸部手術(胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く)、食道手術(開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む)、横隔膜手術	40
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術および抜釘術を除く)		(3) 眼球摘出術	40	(3) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む)	10	(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40	24. 心、脈管の手術	
3. 手指、足指を含む四肢関節、靱帯の手術(抜釘術を除く)		(5) 眼筋移植術	20	(1) 観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	20
(1) 四肢関節観血手術、靱帯観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含む)	10	14. 角膜・強膜の手術		(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	40
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術		(1) 角膜移植術	20	(3) 開心術	
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く)		(2) 角膜瘻孔閉鎖術	10	(4) その他開胸術を伴うもの	
(1) 四肢骨観血手術	10	(3) 強膜移植術	20	25. 腹部の手術	
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	20	15. ぶどう膜、眼房の手術		(1) 開腹術を伴うもの(腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く)	40
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除く)		(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10	(2) 腹腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
(1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20	(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術		26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)		(3) 虹彩離断術	20	(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く)	40
6. 指移植の手術		16. 網膜の手術		(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術(いずれも経尿道的操作は除く)	20
(1) 指移植手術	40	(1) 網膜復位術(網膜剥離症手術)	20	(3) 尿管観血手術(経尿道的操作は除く)	
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術(抜釘術を除く)	10	(2) 網膜光凝固術		(4) 陰茎切断術	40
8. 脊柱・骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く)		(3) 網膜冷凍凝固術		(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	
(1) 脊柱・骨盤観血手術(脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む)	20	17. 水晶体、硝子体の手術		(6) 卵管・卵巢・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術および経腔操作を除く)	20
9. 頭蓋、脳の手術(抜釘術を除く)		(1) 白内障・水晶体観血手術	20	(7) 膣腸瘻閉鎖術	
(1) 頭蓋骨観血手術(鼻骨および鼻中隔を除く)	20	(2) 硝子体観血手術(莖頭微鏡下によるものを含む)		(8) 造瘻術	
(2) 頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	40	(3) 硝子体異物除去術		(9) 膣壁形成術	
10. 脊髄、神経の手術		18. 外耳、中耳、内耳の手術		(10) 副腎摘出術	40
(1) 手指、足指を含む神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20	(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10	(11) その他開腹術を伴うもの	
(2) 背髄硬膜内外観血手術	40	(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20	27. 上記以外の手術	
11. 涙囊、涙管の手術		(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10	(1) 上記以外の開頭術	
(1) 涙囊摘出術	10	(4) 中耳根本手術	20	(2) 上記以外の開胸術(胸壁膿瘍切開術を除く)	
(2) 涙囊鼻腔吻合術		(5) 内耳観血手術	20	(3) 上記以外の開腹術(腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く)	40
(3) 涙小管形成術		19. 鼻・副鼻腔の手術(抜釘術を除く)		(4) 上記以外の開心術	
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術(抜釘術を除く)		(1) 鼻骨観血手術	10	(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術(検査および処置は除く)	10
(1) 眼瞼下垂症手術	10	(2) 副鼻腔観血手術	20	「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。	
(2) 結膜嚢形成術	10	20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術			
(3) 眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	20	(1) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	40		
(4) 眼窩骨折観血手術	20	(2) 喉(こう)頭形成術、気管形成術			
(5) 眼窩内異物除去術	10	21. 内分泌器の手術			
		(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20		
		22. 顔面骨、顎関節の手術(抜釘術を除く)			
		(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	20		